相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市和田町白渚三番地一号、最後の住所千葉県南房総市和田町白渚三番地一　被相続人　亡　茅野　はつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号かずさ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邉　秀孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区篠崎町四丁目一八二番地一五、最後の住所東京都江戸川区南篠崎町四丁目三〇番一号　被相続人　亡　新関　明義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

東京都港区虎ノ門一―一二―一虎ノ門第一法規ビル三階あきつ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥平　哲彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区下谷二丁目二二番地三、最後の住所東京都台東区下谷二丁目二一番五号　被相続人　亡　葺名智枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齋藤　浩貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍アメリカ合衆国、最後の住所アメリカ合衆国ワシントン州タコマ市一三六番街南通り九一九　被相続人　亡　ラッセル・リー・アンダーソン（Russell Lee Anderson）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山元　裕子（登録姓　安永）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区大森中一丁目一三六番地、最後の住所東京都武蔵野市境二丁目一六番一〇号ソシエル武蔵野Ａ一〇二　被相続人　亡　東小川義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

東京都立川市曙町二丁目九番一号菊屋ビル八階弁護士法人多摩パブリック法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上條　弘次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県座間市入谷四丁目二八九一番地一四、最後の住所東京都町田市旭町二丁目一〇番一一号　被相続人　亡　影山　裕之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

事務所東京都武蔵野市中町一―二八―一〇ローラン武蔵野二階武蔵野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井口　宇乃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区築地六丁目二番地、最後の住所東京都中央区晴海一丁目五番一号マイホームはるみ　被相続人　亡　髙橋美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

事務所東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿南　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小金井市本町一丁目五番、最後の住所東京都小金井市本町一丁目五番一二―三一七号朝日パリオ小金井ハイツ　被相続人　亡　榊　俊彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町一―三七―七テミスビル一階

相続財産管理人　弁護士　髙木　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市緑区中山町九二一番地一〇、最後の住所川崎市中原区上小田中六丁目三四番三五―一〇二号　被相続人　亡　小寺　敏昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

川崎市川崎区駅前本町一一番地一　パシフィックマークス川崎ビル六階

相続財産管理人　弁護士　齋藤　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区神明町七〇番地、最後の住所静岡県静岡市葵区与一四丁目一番二〇号　被相続人　亡　佐藤　信久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

静岡県静岡市葵区呉服町一―三―一四ＹＳ静岡呉服町ビル七Ｆ　静岡第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西ヶ谷知成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区高橋町九四〇番地、最後の住所千葉県佐倉市石川五七二番地二県営住宅三棟一〇七号　被相続人　亡　清水　富夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十七日

静岡県静岡市葵区呉服町一―三―一四ＹＳ静岡呉服町ビル七Ｆ　静岡第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西ヶ谷知成

第59期決算公告

平成27年9月16日　名古屋市昭和区白金二丁目7番11号

マルヤス工業株式会社

取締役社長　山田泰一郎

貸借対照表の要旨（平成27年6月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	35,286	流動負債	17,443
固定資産	57,598	固定負債	11,201
有形固定資産	10,204	うち退職給付引当金	3,180
無形固定資産	111	株主資本	47,354
投資その他の資産	47,282	資本金	450
		資本剰余金	21
		資本準備金	21
		利益剰余金	46,883
		利益準備金	112
		その他利益剰余金	46,771
		評価・換算差額等	16,884
		その他有価証券評価差額金	16,884
資産合計	92,884	負債・純資産合計	92,884

損益計算書の要旨

（自　平成26年7月1日　至　平成27年6月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	87,869
売上原価	81,766
売上総利益	6,103
販売費及び一般管理費	5,443
営業利益	660
営業外収益	1,503
営業外費用	99
経常利益	2,064
特別利益	1
特別損失	268
税引前当期純利益	1,796
法人税、住民税及び事業税	540
法人税等調整額	51
当期純利益	1,204